報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月５日

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果

総務省及び経済産業省は、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案について、令和８年１月６日（火）から同年２月６日（金）までの間、意見募集を行ったところ、５件の御意見を頂きましたので、提出された御意見及びそれに対する総務省及び経済産業省の考え方を公表します。

１　改正の背景

経済センサス－活動調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第１号）の定めるところにより、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること、並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施しています。

本調査を令和８年に実施するに当たり、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直したことに伴い、所要の改正を行うものです。

２　意見募集の結果

提出された御意見及びそれに対する総務省及び経済産業省の考え方は、別紙のとおりです。

３　今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、原案のとおり改正を行います。

連絡先
統計局統計調査部経済統計課経済センサス室企画係
担当：課長補佐　萩原
　　企画係長　磯田
電話：03－5273－1388（直通）
E-mail：e-katsudou_atmark_soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

別紙

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された御意見と総務省及び経済産業省の考え方

（令和８年１月６日～同年２月６日意見募集）

No.	意見提出者	提出された御意見	総務省及び経済産業省の考え方	命令等への反映の有無
1	個人	社会福祉法第５９条の２第５項等により、社会福祉法人は毎年６月末までに財務諸表等電子開示システムにより、計算書類等を全国民に開示し、運営の透明性を担当する義務があります。 令和７年７月７日付け、経済構造実態調査ご担当の回答によれば、経済構造実態調査には計算書類等では把握できない調査項目があるとのことでした。広く国民に開示するデータに御庁様が必要とされる調査項目がないのであれば、国民の知る権利にかかる問題と認識いたします。 御庁様と厚生労働省様とでご調整賜り、当該計算書類に御庁様が必要とされる調査項目を加えていただき、御庁様が必要とされる調査項目すべてを財務諸表等電子開示システムから入手できるよう、当該システムの運用を変更願います。 当該措置により、客体によるデータの入力等が省略され、併せて、正確性が担保されること、御庁様からの郵便物等の発送が不要となることでコストの軽減が図れること、及び、財務諸表等電子開示システムに入力することにより社会福祉法人は、全国民、所轄庁並びに御庁様に最新のデータを開示することができます。	経済センサス-活動調査等では、事業所の所在地等、行政記録情報と異なるケースもあることから、記入者の申告に基づいて調査内容を把握しているところです。 なお、今後の各種行政記録情報等の活用については、引き続き各府省と連携し検討を行っていきます。	無
2	個人	第６条について、「入場者数、利用者数及び受講生数」は、交通需要予測等において活用できる有用な情報であり、従業者数等の他の項目での代替が困難です。 また、経済センサスの調査項目は多数あるため、これらの数値１個の記入を削除しても、客体負担の軽減効果は軽微です。	当該項目は記入負担が大きく精度確保の問題があることや、利活用実績が少なかったことを踏まえ、全数調査による調査項目としてふさわしくないことから廃止するものです。 なお、令和３年にサービス分野にて生産物分類が	無

		そのため、第 6 条の「入場者数、利用者数及び受講生数」は削除しないことが良いと考えます。 また、その調査項目の情報を活用することで得られる効果と比較して判断せず、客体負担の軽減のみを根拠とすることは、理由として不適切と考えます。	適用されたことに伴い、当該項目に相当する収入の把握が可能になっています。	
3	個人	よりオープンデータなどでも使いやすい形にして知己の経済動向などが把握できる形に、また市町村などでも整備しやすい形、他の市町村とも比較がしやすい、他のデータとも接続しやすい形にしてほしい	過年度の調査においても、市町村別の集計を政府統計の総合窓口（ｅ-Ｓｔａｔ）において公表しています。 データの利便性や互換性については、引き続き利用実績を踏まえつつ向上に努めたいと考えています。	無
4	個人	突然、 総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室のパブリックコメント担当様に宛てて 経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案についての意見を拝送することをお許しください。 早速、 公共事業として 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合、取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数も学問的に無料で知りたいので 日本の市区町村ごとに原子力発電のように他の発電方法と比べて ウランの輸入費用と廃炉費用が高く、放射線が人に当たった時に無害になる技術や治療がない、放射性廃棄物や使用済み核燃料の貯蔵がひっ迫していて、 人に影響がないと思われる尖閣諸島や沖大東島近くに	物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合については、前回調査からサービス分野において生産物分類が適用されており、引き続き令和８年の調査でも同様の情報を把握することが可能な項目となっています。 統計調査の結果につきましては、インターネットの利用その他の適切な方法により公表します。 特定のサービス業における取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数は記入負担が大きく精度確保の問題があることや、利活用実績が少なかったことを踏まえ、全数調査による調査項目としてふさわしくないことから廃止するものです。 なお、令和３年にサービス分野にて生産物分類が適用されたことに伴い、当該項目に相当する収入の把握が可能になっています。	無

		放射性廃棄物や使用済み核燃料運んで、 人に無害になるまで１０万年以上 国際法を守らないロシアや他の国からの核ミサイルやドローン攻撃にも被害が０でも耐えれる施設を作っていない、 市区町村のすべての建物等で太陽光電池発電や 海流発電、小水力発電、地熱発電、鳥が巻き込まれる被害が少ないと言われる輪っかのレンズ付きでメンテナンスがしやすいように 地上部まで折り畳んだり、縮んだりする風力発電、間伐材や放置林や所有者不明山林で納税が１年間ない山林を市区町村が所有して近くの住民に貸して生産された木材等を使った火力、神奈川県を見習って下水汚泥を焼却発電しながら金やレアメタルも収穫できる発電、浮体式で太陽光と潮力と海流で発電して船舶に電力を供給できる設備などを地下でも、地上でも、海中でも発電できる発電所ができるように支援してほしいので、 財源の目標として累進課税の強化と不公平税制の是正して、 今ある返済可能な予算の範囲と外国に迷惑をかけない範囲で 物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、 １京８５１３兆円くらいまで 原価２０円のタクシー代、紙オムツ代他ゆりかごから墓場に入るまで サービスに使える地域商品券を発行して、 日本に住む一人一人に毎月５０万円から１２００万円を選択的に 支給したり、取りに来てもらえるようにご支援お願い申し上げます。 以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。		
5	個人	本省令改正案について、以下の観点から意見を提出します。 第一に、オンライン先行回答方式の導入については、調査の効率化とい	１点目について、オンライン先行回答方式の導入に当たっては、地方自治体からの要望に基づき、都	無

		う方向性自体は理解できますが、その実務的影響が事業所及び地方自治体にどの程度及ぶのかについて、十分な検証が示されていない点を懸念します。特にオンライン未回答への対応やフォローは、市町村を中心とする地方自治体が担うことになると考えられ、人的・財政的負担への配慮が不可欠です。調査の負担軽減は、調査手段や運用方法の工夫によって図られるべきであり、現場への影響を踏まえた設計が求められます。 第二に、調査事項の削減については、事業者負担軽減という趣旨は理解できるものの、統計は継続的な定点観測によって初めて政策判断に資するものであり、利用者数や取扱件数等のデータを削減することにより、地域経済やサービス産業の実態把握、将来的な比較分析の精度が低下するおそれがあります。負担軽減を理由に調査内容を縮小することが、統計の本来の役割を損なわないか、慎重な検討が必要と考えます。 第三に、災害等により通常の調査が困難となる場合を含め、平時・非常時を通じて安定的に機能する制度設計が重要です。非常時における運用の柔軟性や不利益取扱いの回避について、より明確な考え方を示すことが望まれます。 以上の点から、本改正案については、調査手段による負担軽減と統計としての継続性・信頼性を両立させる観点から、制度運用の在り方について改めて検討することを求めます。 以上	道府県等との意見交換及び令和６年実施の試験調査での検証を踏まえた上で実施するものです。 オンライン未回答への対応やフォローについては、回答状況を国・地方自治体・調査員が随時確認できるようなシステムを新たに構築しているほか、インターネット回答方法の解説動画の作成やインターネット回答専用コンタクトセンターの設置などにより、地方自治体の負担軽減に努めているところです。 なお、地方自治体の財政的負担に関しては調査に係る経費は国が全て負担することとしています。 ２点目について、当該調査項目は精度確保の問題があることや、利活用実績が少なかったことを踏まえ、全数調査による調査項目としてふさわしくないことから廃止するものです。 なお、令和３年にサービス分野にて生産物分類が適用されたことに伴い、当該項目に相当する収入の把握が可能になっています。 ３点目について、非常時においては経済センサス活動調査規則第 11 条の規定により、調査期間の延長による柔軟な運用を実施することで負担軽減及び統計としての継続性・信頼性を確保しています。	

○提出意見数：５件

※提出意見数は、意見提出者数としています。